

岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部の地域における個人型年金加入者掛金及び中
小事業主掛金に関する個人型年金規約第 87 条の 2 第 2 項、第 87 条の 3 第 2 項及び第
87 条の 4 第 2 項に規定する国民年金基金連合会が定める日を指定する件

平成 30 年 10 月 17 日

国民年金基金連合会

個人型年金規約第 87 条の 2 第 2 項、第 87 条の 3 第 2 項及び第 87 条の 4 第 2 項の規
定に基づき、平成 30 年 7 月豪雨における個人型年金加入者掛金及び中小事業主掛金の
納付の特例（平成 30 年 7 月 31 日公告）第 2 号において別途公告で定めることとされて
いる日は、同特例第 1 号で定めた指定地域のうち、岡山県倉敷市真備町に係る場合を除
き、平成 30 年 11 月 27 日とする。